

お知らせ

資料提供先：米子市政記者クラブ

災害時の応急対策活動等に協力いただける業者を募集します。

国土交通省日野川河川事務所では、所管区域で災害等が発生した場合の応急対策活動等にご協力いただける一般土木工事、土木関係建設コンサルタント業務等に係る業者を下記のとおり募集します。

1. 協定の期間 平成25年4月1日(月)～平成26年4月30日(水)
2. 活動の場所 日野川河川事務所が管理する河川、砂防、海岸及びダム
3. 協定の種類
 - 1) 調査・測量等に関する基本協定
災害による被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のための応急対策活動
 - 2) 土木工事に関する基本協定
災害に関する調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等
4. 応募期間 平成25年3月11日(月)～22日(金)
5. 募集要領 募集要領は、日野川河川事務所ホームページに掲載しています。

問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所

(担当)

副 所 長
工 務 課 長
建 設 監 督 官

かわもと ようじろう
川 本 洋次郎
おおもと せいじ
大 元 誠 治
いのうえ つな
井 上 綱 雄

TEL 0859-27-5484

FAX 0859-27-2348

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>

別 添

1) 災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定

活動の場所	日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸の、①河川、②砂防、③海岸、④菅沢ダムを対象とする。
活動の内容	本活動は、日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸において地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
主な応募資格	①中国地方整備局における「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」の一般競争参加資格の認定を受けていること。 ②平成14年度以降に日野川河川事務所が発注した「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」の実績があること。 ③鳥取県西部地方生活圏内に本店（本社）、支店（支社）及び営業所が所在すること。
応募の受付期間	平成25年3月11日（月）～平成25年3月22日（金） 休日を除く毎日、9時00分から17時00分
協定の締結	平成25年3月下旬（予定）
協定の期間	平成25年4月1日（月）～平成26年4月30日（水）

2) 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定

活動の場所	国土交通省日野川河川事務所が管理する河川、砂防、海岸、ダムにおける災害応急対策活動等への協力を原則とする。
活動の内容	日野川河川事務所管内の河川、砂防、海岸、ダムの所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、建設機械、資材及び労力等の提供により応急対策活動を実施するものとする。
主な応募資格	①中国地方整備局における「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。 ②平成9年度以降に日野川河川事務所が発注した「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の実績があること。 ③鳥取県西部地方生活圏内に建設業法の許可を有する本店（社）が所在すること。
応募の受付期間	平成25年3月11日（月）～平成25年3月22日（金） 休日を除く毎日、9時00分から17時00分
協定の締結	平成25年3月下旬（予定）
協定の期間	平成25年4月1日（月）～平成26年4月30日（水）

災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 平成25年3月8日
2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 田尾 和也
3. 協定概要
 - (1) 協定名 災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定
 - (2) 活動場所 日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸の、①河川、②砂防、③海岸、④菅沢ダムを対象とする。
 - (3) 活動内容 本活動は、日野川河川事務所において管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸において地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
 - (4) 協定期間 平成25年4月1日～ 平成26年4月30日
4. 応募資格
応募資格は、以下のとおりとします。
 - (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、平成25年4月1日までに平成25・26年度「土木関係建設コンサルタント業務」かつ「測量業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結の条件とする。
 - (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
 - (4) 基本協定参加資格確認申請書の提出期限の日までに中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

(6) 基本協定参加資格確認申請書を提出する者は、平成14年度以降に完了した日野川河川事務所が発注した「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」において、1件以上の実績があること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

(7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。(以下「総括的に管理する技術者」という。)

① 「総括的に管理する技術者」は本協定の履行期間中に本協定の締結者と直接的雇用関係があること。又は、同等と見なせること。

* 「同等と見なせる」とは、「総括的に管理する技術者」が本協定の履行期間中において基本協定参加資格申請者と直接的雇用関係を証明できる場合を言う。

上記「直接的雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者。選択科目は下記の通りとする。

a) 建設—河川、砂防及び海岸・海洋

イ) 技術士(建設部門)を有する者。選択科目は下記の通りとする。

a) 河川、砂防及び海岸・海洋

ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記の通りとする。

a) 河川、砂防及び海岸・海洋

エ) 工学博士

(8) 鳥取県西部地方生活圏内に本店(本社)、支店(支社)及び営業所が所在すること。

5. 区域毎の基本協定締結者数

区域毎の基本協定締結者数は、以下のとおりを原則とする。

- ・河川(日野川、法勝寺川)の区域 4者まで
- ・砂防(別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川)の区域 4者まで
- ・海岸(皆生)の区域 4者まで
- ・ダム(菅沢)の区域 4者まで

6. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

なお、担当区域の希望は最大4区域まで応募可能とするが、締結できる区域は原則として1区域とする。

ただし、災害状況によっては、日野川河川事務所管内とする。

(2) 各区域の基本協定締結者数に対し、希望者数の少ない区域から順に選定を行う。

(3) 当該区域において、希望者数が基本協定締結者数を超える場合には、希望順位の高い者から選定を行う。

(4)さらに、同一希望順位が複数者ある場合については、以下の順位で選定を行う。

- ①本店（本社）の所在が、鳥取県西部地方生活圏にある者
- ②中国地方整備局における平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務の格付け順位の高い者

(5)希望者の無い区域は、当該区域を対象として、申請全者に再度意思確認を行う。

7. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課長

TEL 0859-27-5484（代表）内線311

FAX 0859-27-2348

8. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成14年度以降に完了した日野川河川事務所が発注した土木関係建設コンサルタント業務又は測量業務において、1件以上の実績について記載すること。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出すること。

③総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

④活動の実施体制【別記様式4】

※4.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出すること。

なお、予定される実務を担当する技術員については、3名まで記載するものとするが、協定締結後の変更については、可能とする。

⑤担当区域希望調査票【別記様式5】

※基本協定についての希望区域は第4希望まで応募可能とし希望順位を記載することとするが、締結する区域は原則1区域とする。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。

②受付期間：平成25年3月11日（月）から平成25年3月22日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

- ①提出方法：書面を郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成25年3月11日（月）から平成25年3月19日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成25年3月21日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場 所：6. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

日野川河川事務所長 田尾 和也 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

平成25年3月8日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書8. (1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書8. (1)③に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書8. (1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書8. (1)⑤に定める担当区間希望調査票を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番 ○号		

別記様式5 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。

※記載例

区 域 名	希望される順位
① 河川	第1希望
② 砂防	第2希望
③ 海岸	第3希望
④ 菅沢ダム	第4希望

※ 希望できる担当区域数は、最大4区域までとします。

※ 区域の詳細

① 河川

日野川、法勝寺川の直轄管理区間

② 砂防

別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川の直轄砂防工事区域

③ 海岸

皆生海岸の直轄海岸工事区域

④ 菅沢ダム

菅沢ダム直轄管理区間

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の業務実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出

- 業務実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

総括的に管理する技術者の資格・経験

- 総括的に管理する技術者の資格（別記様式3） →必須提出

- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証等）

- 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

担当区間希望調査票

- 担当区間希望調査票（別記様式5） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、地震、台風、豪雨、豪雪、及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省日野川河川事務所長 ○○ ○○ (以下、「甲」という。) が管理する日野川河川事務所所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○ (以下、「乙」という。) に対し、「災害応急対策活動等(調査・測量等) (以下、「活動」という。)」に関する協力を求める時の手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一級河川日野川水系○○○直轄管理区間 (以下、「実施区域」という。) とする。
ただし、災害状況によっては、日野川河川事務所管内及び鳥取県西部地域とする。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面 (第1報は電話で可) により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(活動の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、日野川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者 (以下、「指示者」という。) が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成26年4月30日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所長 ○○ ○○

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○○ ○○

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 平成25年3月8日
2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 田尾 和也
3. 協定概要
 - (1) 協定名 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定
 - (2) 活動場所 国土交通省日野川河川事務所が管理する河川、砂防、海岸、ダムにおける災害応急対策活動等への協力を原則とする。
 - (3) 活動内容 日野川河川事務所管内の河川、砂防、海岸、ダムの所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、建設機械、資材及び労力等の提供により応急対策活動を実施するものとする。
 - (4) 協定期間 平成25年4月1日～ 平成26年4月30日
4. 応募資格
応募資格は、以下のとおりとします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を単体で受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、平成25年4月1日までに平成25・26年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結の条件とする。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 平成9年度以降に元請けとして完成・引渡が完了した日野川河川事務所が発注した「一般土木工事」又は「維持修繕工事」において一件以上の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施行実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事、中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（2）、（3）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 鳥取県西部地方生活圏内に建設業法の許可を有する本店（社）が所在すること。

5. 区域毎の基本協定締結者数

区域毎の基本協定締結者数は以下のとおりを原則とする。

- ・河川（日野川、法勝寺川）の区域・・・・・・・・・9者まで
- ・砂防（別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川）の区域
・・・・・・・・・5者まで
- ・海岸（皆生）の区域・・・・・・・・・2者まで
- ・ダム（菅沢）の区域・・・・・・・・・2者まで

6. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。なお、協定は最大3区域まで応募可能とするが、締結出来る区域は原則として1区域とする。ただし、災害状況によっては日野川河川事務所管内とする。
- (2) 各区域の基本協定締結者数に対し、希望者数の少ない区域から順に選定を行う。
- (3) 当該区域において、希望者数が基本協定締結者数を超える場合には、希望順位の高い者から選定を行う。
- (4) さらに、同一希望順位が複数者ある場合については、以下の順位で選定を行う。
 - ①本店の所在地が、河川の区域は米子市・日吉津村・南部町・伯耆町、海岸の区域は米子市・境港市、砂防の区域は伯耆町・江府町、菅沢ダムの区域は日南町・日野町にある者
 - ②平成25・26年度の一般土木の格付けの高い者
- (5) 希望者の無い区域は、当該区域を対象として申請全者に再度意思確認を行う。

7. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 建設監督官

TEL 0859-27-5484(代表) 内線541

FAX 0859-27-2348

8. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※平成9年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した日野川河川事務所が発注した一般土木または維持修繕工事において一件以上の施工実績について記載することこと。

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

④担当区域希望調査票【別記様式4】

※基本協定についての希望区域は最大3区間まで応募可能とし希望順位を記載すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

- ①提出方法：申請書の提出は、郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ②受付期間：平成25年3月11日（月）から平成25年3月22日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

- ①提出方法：書面を郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成25年3月11日（月）から平成25年3月19日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成25年3月21日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場 所：6. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

日野川河川事務所長 田尾 和也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成25年3月8日付けで募集のありました「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書8.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書8.(1)③に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書8.(1)④『担当区域希望調査票』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・同種工事がCORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事、平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・平成21年8月18日以降にCORINSに新規登録した工事は、CORINS登録番号が10桁に変更となっているため、「技術資料入力システム」において登録する場合は、「建設業許可番号(8桁)」＋「新CORINS番号10桁の登録番号の1桁目(4)を除いた残り9桁」を「8桁」＋「4桁」＋「5桁」に分割して入力(登録)すること。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

総括的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者				
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士				
	その他				

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、4.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 4) 担当区域希望調査票

協定締結を希望される区域について、希望順位を記載願います。

[記入例]

区域名	希望される順位
河川	第 1 希望
砂防	第 2 希望
海岸	第 3 希望

*希望できる担当区域数は、最大3区域までとします。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事成績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

総括的に管理する技術者の資格・経験

- 総括的に管理する技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

担当区域希望調査票

- 『担当区域希望調査票』（別記様式4） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定

(目的)

第 1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省日野川河川事務所長 ○○ ○○（以下、「甲」という。）が管理する河川・砂防・海岸・ダム(以下「河川等」という。)において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、河川等沿川に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○(以下、「乙」という。)に対し、「河川等災害応急対策活動等(以下、「活動」という。)に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第 2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○○○○○○○(以下、「実施区域」という。)とする。

ただし、災害状況によっては日野川河川事務所管内とする。

(活動内容)

第 3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

(建設資機材等の報告)

第 4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

3. 甲は、甲の保有する建設資機材等をあらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第 6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(活動の実施)

第 7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、当該活動実施区間を担当する出張所長及び管理支所長並びに建設監督官(以下「出張所長等」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(契約の締結)

第 8条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第 9条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(維持工事請負業者との協力)

- 第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者(以下、「丙」という。)と協力して活動を実施するものとする。
2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

- 第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに出張所長等に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

- 第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

- 第13条 甲は、第12条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

- 第15条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成26年4月30日までとする。

(その他)

- 第16条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成25年4月1日

甲	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所長	〇〇 〇〇
乙	株式会社 〇〇建設 代表取締役社長	〇〇 〇〇